

# 青森中央学院大学

平成 21 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構



## I 認証評価結果

### 【判定】

評価の結果、青森中央学院大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

### 【認定期間】

平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 28(2016)年 3 月 31 日までとする。

### 【条件】

特になし。

## II 総評

大学は建学の精神を「愛あれ、知恵あれ、真実あれ」と示し、これを理事長が教職員に対して学園辞令交付式・学園合同研修会において講演するとともに、学長が学生及び教職員に対して入学式・新入生オリエンテーションなどの講話で伝え周知している。

教育研究組織は、経営法学部経営法学科の 1 学部 1 学科で設置、大学院については修士課程を設置している。学園全体の横断的な組織として、地域マネジメント研究所並びに附属機関として 7 つのセンターが整備されており、これらは教育研究上の目的を達成するために適切な規模と連携が保たれている。

教育課程は、大学及び大学院ともに建学の精神に基づき教育目的が設定されて学則などに定められている。学部又は研究科ごとに教育課程の編成方針が設定され、学部は「コモンベーシック科目群」「教養科目群」「専門科目群」の 3 層構造として配置されており適切な編成がなされている。

アドミッションポリシーは、大学全体及び募集単位ごとに明示されており、それに基づいた入学者選抜が行われている。またキャリア教育については、「キャリアプランニング科目」の充実や、地域・企業と連携した「課題解決・参加型」プログラムを導入するなど支援体制が整備されている。

大学の専任教員数は 31 人であり大学設置基準上の必要専任教員数 26 人を満たしている。そのうち、教授 13 人中定年年齢を超えた特任教授（1 年更新）が 5 人含まれている。専任教員と兼任教員の比率は適切である。

職員組織は、「学園組織規程」に基づき事務局長以下業務内容に応じた適切な人員構成で編制されている。また、職員の採用・昇任・異動については、理事会や「部局長会議」などの審議、予算などを考慮の上で運用されている。

管理運営体制は、「学校法人青森田中学園寄附行為」に基づき、理事会、評議員会、監事などにより適切に運営されている。また「部局長会議」が大学運営の重要事項及び教授会附議事項に関する協議・調整機関として組織され毎月 1 回開催されている。

財務は、大学の収容定員に対する在学生の割合が 7 割を切る状況で、学生生徒等納付金収入なども横ばいの状態であるが、経費削減に努め、学園整備準備預金などの資産を有し

財政の健全性を維持している。

教育研究環境は、同じキャンパス内に同法人の短大や専門学校が設置されており、収容定員に対して十分な校地面積と校舎面積を有している。

社会連携として、大学が有する図書館や体育施設などは地域社会にとって貴重な物的資源であることから、大学は地域などの要請を踏まえて原則無料にて積極的に開放している。また、公開講座や語学講座、教員免許状更新講習などを通して大学の教職員や留学生の人的資源を社会に提供している。

社会的責務は、法学系の大学でもあることから「危機管理規程」などの諸規程が、社会機関として必要な組織倫理として規定されており、それらの諸規程に基づき、組織的に適切な運営がなされている。

なお、特記事項では3項目にわたる取組みを記載しているが、特に大学が開学以来地域密着型教育を実践しており、国際グリーン・ツーリズム協力員配置事業、語学サポーター派遣システムなどさまざまな分野で地域と積極的な連携活動が展開されていることは特筆できる。

総じて、若干の改善すべき点は見られるが、建学の精神及び大学の使命・目的に基づく教育研究活動、社会連携などにおいては優れた点もあり、今後、参考意見などを踏まえて更なる質的向上を期待したい。

### III 基準ごとの評価

#### 基準1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

##### 【判定】

基準1を満たしている。

##### 【判定理由】

大学は建学の精神を「愛あれ、知恵あれ、真実あれ」と示し、理事長が、建学の精神について学園辞令交付式・学園合同研修会において講演するとともに、それを具現化したものとして学園事業計画を作成し、周知している。学長が教員研修会において建学の精神を具現化したカリキュラム・学生支援の在り方を説明している。また、学生に対しても、学長が建学の精神を入学式・新入生オリエンテーション・学園創立記念日・学園感謝祭・学位記授与式などの講話で周知を図っている。

大学の建学の精神に基づき、学則第1条に「本学は、教育基本法に基づき、学校教育法の定めるところに従い、広く知識を授けると共に深く専門の学芸を教授研究して、知的・道徳的及び応用的能力を展開させ、国際社会、国家及び地域社会の生活、文化の向上と産業経済の発展に貢献する人材の養成を目的とする。経営法学部は、法律的な知識や思考をもって経営的な意思決定を総合的に行える倫理性の高い職業人の養成を行うことを目的とする」と定め、学生便覧に使命・教育目的、教育方針が明示されている。

大学の使命・目的の学外への公表は、大学ホームページ及び大学パンフレットに掲載するとともに、高校訪問、大学進学説明会、オープンキャンパスにおいて高校生や保護者に

説明し、周知されている。

## 基準 2. 教育研究組織

### 【判定】

基準 2 を満たしている。

### 【判定理由】

大学は、経営法学部経営法学科の 1 学部 1 学科であり、大学院は、経営法学部を基礎とする地域マネジメント研究科地域マネジメント専攻の修士課程を設置している。また、学園全体の横断的な組織として、地域マネジメント研究所並びに附属機関として 7 つのセンターが整備されている。これらは、教育研究上の目的を達成するために適切な規模と連携が保たれており、社会環境の変化に対応した組織改編も検討されている。

教養教育は、社会において必須の技能を身につける「コモンベシックス科目群」と、人間や社会への関心と理解を深め、知的視野を広げて物事を多角的に見る力を養う教養科目群で編成されている。英語科目・情報科目・基礎演習科目に関しては、組織的な運営体制が取られている。教養教育科目に関しては、基礎演習担当者会議が内容などを検討している。教養教育の運営上の責任体制としては、学務委員会が計画立案や実施体制の管理などの責任を負っている。

大学は、教授会を中心として各種委員会を編成し、教育研究上の問題に対応している。「部局長会議」と各種委員会（自己点検・評価委員会、学務委員会、入試広報委員会、キャリア支援委員会、「図書館情報システム委員会」「教職課程指導委員会」「研究推進委員会」「地域社会活動委員会」）において基本方針の策定や日常的な運営・処理・解決に当たっている。「部局長会議」は大学運営上の重要事項及び教授会附議事項について協議・調整している。

教育研究に関わる意思決定は、これらの各種委員会、「部局長会議」、教授会の審議を経て行われている。大学院研究科の運営に関する重要事項は、研究科委員会で審議・決定している。研究科委員全員が学部教授会に出席しており、学部と研究科の連携・連絡は緊密に保たれている。このように教学上の運営は教授会、研究科委員会、「部局長会議」の検討・審議・決定に基づいて円滑に行われている。

### 【優れた点】

- ・キャリアプランニングとしてキャリア・ガイダンスを 1 年次から実施し、基礎学力向上のためのプログラムが設置されている点は高く評価できる。

## 基準 3. 教育課程

### 【判定】

基準 3 を満たしている。

**【判定理由】**

大学及び大学院ともに建学の精神に基づき教育目的が設定されており、かつ学則などに定められ、公表されている。また、教育目的を達成するために、学部又は研究科ごとに教育課程の編成方針が設定されている。

更に、人間形成の教養教育が十分行えるよう教育課程を編成しており、「人間の理解」「現代社会と国際理解」「科学技術と環境の理解」の3つの教養科目群で構成している。

学部においては、1年次に主要な分野において「概論」を履修させ、順次専門科目を履修させるなど、教育課程が体系的に編成され、その内容も適切である。また、大学の目的に沿って「コモンベーシックス科目」、教養科目、専門科目をそれぞれ必修・選択に分けて各年次に配当している。

1年間の授業時間は、定期試験などの期間を含め35週確保している。単位の認定、卒業・修了要件についても適切に定められ、厳正に運用されている。履修登録単位数の上限も年間の制限として適切に設定されている。また、編入学を除く他大学における既修単位の認定単位数の上限並びに編入学における他大学などからの認定単位数の上限は適切に設定されている。

教育内容・方法の特色として、1年次から少人数編成による「基礎演習」（ゼミ形式）を必修科目とした基礎的学習能力の向上や「倫理性の高い職業人の養成」を目的にキャリアプランニングを必修科目として設定していることなどが挙げられる。

また、全卒業生に対する調査や就職先企業に対するアンケートを実施して、教育内容の改善や学生支援にフィードバックするための努力が行われている。

**【優れた点】**

- ・在学期間を通じての大学の評価を確認するため、卒業する学生に対して卒業生アンケートを実施して、授業改善に役立てている点は高く評価できる。

**基準4. 学生**

**【判定】**

基準4を満たしている。

**【判定理由】**

アドミッションポリシーは、大学全体及び募集単位ごとに明示されており、適切に運用されている。

学部の収容定員については過去5年間の充足率が厳しい状況が続いており、今後、入学定員の確保のため一層の努力が求められる。

授業を行う学生数（クラスサイズ）については、適切な管理が行われている。

学生への学習支援体制については、「学習支援センター」を中心に組織的に行われており、オフィスアワー制度なども利用してきめ細かな支援体制がとられている。また、その一環として中途退学者対策もとられている。学習支援に対する学生の意見は、ゼミ担当教員、学習支援センター、事務局などを通し、また、前学期及び後学期に実施する「学生による

授業評価アンケート」によりくみ上げられ、体制改善に反映している。

学生サービス及び厚生補導については、各種奨学金制度のほか、大学と地域の金融機関による優遇低金利提携教育ローンの設定や学生寮の利用などによる経済支援も充実しており、課外活動への支援も適切に行われている。また、学生に対する、健康相談、心的支援、生活相談なども適切に行われている。留学生の支援についても、ゼミの配置や学生寮の幹旋などのほか、「国際語学サポートセンター」による支援活動も実施されている。

キャリア教育については、地域・企業と連携した「課題解決・参加型」プログラムを導入するなど、支援体制が整備されている。

## 基準 5. 教員

### 【判定】

基準 5 を満たしている。

### 【判定理由】

大学の専任教員数は、大学設置基準上の必要専任教員数を満たしている。専任教員と兼任教員の比率は適切である。

教員の採用・昇任の方針は教員選考規程に示されている。教員の採用・昇任人事は人事教授会で審議されている。教員採用人事は、公募・推薦により行われているが、学長が人事教授会を招集して採用の案件を上げ、審議の日程、業績審査メンバーが決定される。業績審査の結果に加え候補者業績全般及び社会活動について検討され、「人事教授会」において投票によって採用予定者を決定し、理事会の承認を経て発令を行っている。また、学内の昇任人事は、本人からの昇任希望に基づき、学長が教育・研究の成果、学生指導に対する熱意、校務貢献、建学の精神の理解などを総合的に検討の上、理事長と協議し、人事教授会に起案ののち、採用人事と同様の手順で可否が決定される。

専任教員の週当たりの平均担当コマ数は 6 コマ前後であるが、演習担当や委員会などの学内業務も加味して全体的な業務負担が均等になるよう担当コマ数を調整している。

学務委員会が FD(Faculty Development)を主催しており、FD 研修会として、教員相互の教育方法の報告を行う教育活動報告会を実施し、担当科目、授業の状況、成績・評価、担当科目についての専門性をそれぞれが報告して授業改善につなげるようにしている。

個人研究費は、研究旅費、研究費として区分されているが、研究旅費と研究費の流用を可能にしている。その他、教員間の共同研究などの助成として「共通研究費」が整備されている。また、研究活動についての評価に基づく研究費配分などによって教育研究活動の活性化が進められている。

## 基準 6. 職員

### 【判定】

基準 6 を満たしている。

**【判定理由】**

職員組織は、「学園組織規程」に基づき、事務局長以下業務内容に応じて常勤（専任・嘱託）職員 9 割、非常勤職員 1 割という人員構成で編制されている。

職員の採用・昇任・異動については、理事会や「部局長会議」などの審議、予算などを考慮の上、「学園就業規則」「学園一般職員等の採用に関する手続き要項」「学園一般職員の人事考課の取り扱い」に基づき運用されている。

SD(Staff Development)については、OJT、毎月開催される「リーダー会議」、年度末の職員全員による事務局研修会を基本に、学外研修会への参加や外部機関から講師を招いての学内研修会などが行われている。各課系のリーダーを中心に開催される「リーダー会議」は、理事長はじめ事務局長や課長も毎回参加し、部署間の連携とともに人材の養成やマネジメント力の向上などにつながる組織的な取組みになっている。

教育支援の事務体制は、学務課を中心に他部署の職員や教員との連携を図りながら効率よく運営されている。特に、学生や教員の利便性を向上させるため、事務局窓口の受付時間を延長することなど、積極的な学生支援・教育研究支援が行われている。

**【優れた点】**

- ・ 図書館内には、図書館事務職員が果たすべき使命としての「ミッション・ステートメント」が掲げられ、図書館スタッフの行動指針になっている点は高く評価できる。

**基準 7. 管理運営**

**【判定】**

基準 7 を満たしている。

**【判定理由】**

法人全体の管理運営体制は、「学校法人青森田中学園寄附行為」により整備され、理事会、評議員会、監事などにより適切に管理運営されている。

大学運営の重要事項及び教授会附議事項に関する協議・調整機関として「部局長会議」が組織され、毎月 1 回の定例会として開催されている。この会議は、理事長や事務局長・事務局次長などに学長以下各研究所長と各委員会委員長が構成メンバーとなり、法人部門、大学事務局、大学教学部門の連携が図られている。更に、学長は理事会と評議員会に、また大学院の研究科長は評議員会にそれぞれ構成メンバーとして参加することで、大学教学部門と管理部門の意志疎通が図られており、その連携は適切に行われている。

月に 1 回開催される「部局長会議」が自己点検評価委員会を、事実上兼務していることで、教育研究を中心としたテーマが構成メンバーより提案され、適宜審議されている。また、当該委員会の専門部会としてワーキンググループが組織され、具体的な業務を担当している。

**基準 8. 財務**

**【判定】**

基準 8 を満たしている。

**【判定理由】**

大学の収容定員は 800 人であり、ここ数年はそれを満たせていない状況であるが、経費削減に努め、学園整備準備預金などの資産を有し、財政の健全性を維持している。会計処理については、学校法人会計基準、学園経理規程に則り、監査法人の指導のもとに適切に行われている。監事による監査は、学外監事 2 人が寄附行為に基づき、学校法人の業務及び財産に関して監査を行い、結果を踏まえて業務改善などの指摘や指導に当たっている。

財務情報の公開は、「財務書類等閲覧規程」を制定し、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書を事務局内に常備し、利害関係者の閲覧請求に備えている。学園広報誌に資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、決算の概要を掲載している。学校法人青森田中学園ホームページ上において事業報告と決算報告・財産目録・貸借対照表・監査報告書を公開している。

外部資金の導入については、「地域マネジメント研究所」が中心となり青森県庁、青森県市町村戦略会議などから委託事業を受託している。「研究推進委員会」が中心となり、全教員に情報を伝え外部資金の獲得に取組み、財団法人青森学術文化振興財団、社団法人日本内部監査協会、財団法人中島国際交流財団などから、研究・教育に関する助成を受けている。また平成 21(2009)年度には文部科学省の学生支援プログラムに採択されるなど、外部資金導入の努力がなされている。

**基準 9. 教育研究環境**

**【判定】**

基準 9 を満たしている。

**【判定理由】**

大学と同一キャンパス内に同法人の短大や専門学校が設置されており、収容定員に対して十分な校地面積と校舎面積を有している。図書館の座席数・情報処理機器の台数は収容定員に照らして十分な数を保有している。図書館の利用促進のために、満足度アンケート調査の実施、開館時間の延長、特集図書コーナー設置などの方策が行われている。情報処理棟（5号館）、体育館その他の体育施設が充実しており、施設設備は適切に整備されている。また、図書館や体育施設を地域高校生や住民などの学外者にも無料で開放している。

施設設備の維持・運営は、専門業者と委託契約をして安全管理に努めている。建物の耐震性及びアスベストは専門業者の点検で問題が無いことを確認している。また、主要な建物の入り口をバリアフリー対応としてスロープ化している。

野球場やサッカー場などスポーツ活動を行う学生に充実した環境が整備されているとともに、自習室や学生ラウンジなど、休み時間や自由時間などに利用する「大学での居場所」「憩いの場」として休憩場所を設置するなど快適性のあるものとしている。

**【優れた点】**

- ・留学生の多い学生寮、学術交流会館の緊急放送システムにおいて、日本語と英語の自動避難誘導放送を行うなど留学生に対する安全対策を講じていることは高く評価できる。

**基準 10. 社会連携**

**【判定】**

基準 10 を満たしている。

**【判定理由】**

大学は、図書館や体育施設などの有する施設・設備を地域などの要請を踏まえて、原則無料にて積極的に開放している。また、大学の教職員や留学生による公開講座や語学講座、教員免許状更新講習などの活動を通して、地域との協力関係を構築している。

企業との関係については、地域の中小企業を中心にキャリアアップ・ワークショップや「トライアウト」など独自のプログラムを通して交流・連携を図っている。他大学との関係は、特に海外教育機関との連携において、アジアを中心に開学以来積極的に推進している。地域の大学に関しては、青森公立大学との単位互換制度や大学コンソーシアム青森をはじめ、県内・市内の大学との連携強化を図っている。

地域社会との関係については、開学以来地域密着型教育を実践していることもあり、さまざまな分野で積極的な連携活動を展開している。「あおもりくらしの総合研究所」との「青森サポーター事業」の推進、十和田市との「グリーン・ツーリズム」の振興、国際語学サポートセンターによる「語学サポーター」の派遣など、地域におけるさまざまな国際交流が推進されている。また、青森県企画政策部協力のもと、県職員を交えてのプロジェクト活動や市町村長を講師とした公開講座、地域の祭りへの参加など、地域社会との連携は拡大している。

**【優れた点】**

- ・学生団体による「災害&緊急支援チーム DEST(Disaster Emergency Support Team)」が結成され、地域の高齢者世帯の雪下ろしなどの積極的な取組みは、大学の教育目的の具現化の一例であり高く評価できる。
- ・国際語学サポートセンターを設置し、留学生を地域の教育支援、通訳、翻訳、イベントの支援などに派遣し地域社会と積極的な連携が図られていることは高く評価できる。

**基準 11. 社会的責務**

**【判定】**

基準 11 を満たしている。

**【判定理由】**

学園「危機管理規程」「個人情報保護基本方針」「公益通報等に関する規程」並びに、大

学「危機管理委員会規程」「ハラスメントの防止に関する規則」「利益相反マネジメント規程」など諸規程が、社会機関として必要な組織倫理として規定されており、組織的に適切な運営がなされている。また、その遵守に関して、「危機管理委員会」などを通じて教職員に周知・徹底を図っている。

防災管理をはじめ日常的な危機管理、夜間・休日の危機管理、情報ネットワークに関する危機管理など、基本的な危機管理の体制は整備されており、災害時の避難訓練も実施されている。また、防火管理者・火元責任者は年度初めにあらかじめ定められ、教職員全員に周知されている。

更に、警察官が大学構内へ立入る際の対応ルールについても定められており、機能している。

大学は、公開講座の実施、紙媒体やインターネットなどにより、最新の教育研究活動の状況を関係委員会などの企画のもとで学内外に情報発信しており、公正かつ適切な広報活動が行われている。